

## 令和2年4月1日 指定更新に係るQ & A

### <添付書類について>

Q 1 : 添付書類は、何が必要か。

A 1 : 指定更新申請に係る添付書類は、サービスごとに定められています。  
ウェブサイト山口県介護保険総合情報ガイド『かいごへるふやまぐち』  
(<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>)「トップ」→「事業者の方へ」  
→「指定等の手引き」→「2 指定更新」の各サービスのページに掲載  
しておりますので、ご確認ください。

### <通知書について>

Q 2 : 指定更新に係る県からの指定通知書はいつ送付されるのか。

A 2 : 申請が適正であった場合、指定通知書は、令和2年3月に送付する予定  
です。申請が不適正な場合には連絡し、適正な書類を再提出していただ  
くこととなります。

### <更新申請書提出時の変更>

Q 3 : 指定事項等の変更について、更新申請書に書類を添付すれば、変更を行  
ったこととなるか。

A 3 : 指定事項等の変更について、別途「指定事項等変更届」により届出をし  
てください。

### <更新申請書を提出した後、事業所を休止する場合の取り扱いについて>

Q 4 : 更新申請書を提出した後に、事業所を休止する場合はどうなるか。

A 4 : 休止届が提出された場合は、その時点で更新申請書を申請者にお返し  
いたします。(更新申請は受け付けていない扱いになります。)  
事業を再開し、再開届が提出された時点で、改めて更新申請書を提出し  
ていただくこととなります。  
休止事業所のままでの指定更新は行いませんのでご注意ください。

### <保険医療機関、保険薬局及び介護老人保健施設のみなし事業所について>

Q 5 : みなし事業所についても、更新手続きが必要か。

A 5 : 更新手続きは不要です。

<サービス提供体制強化加算について>

Q 6 : 「サービス提供体制強化加算に関する届出書」「サービス提供体制強化加算に関する確認書」は、前年度実績（平成30年4月～平成31年2月）を提出することとなるのか。

A 6 : 貴見のとおり。

令和元年度分の提出方法については、令和2年3月頃開催予定の集団指導でお知らせします。

なお、（介護予防）訪問入浴介護・（介護予防）訪問看護では、研修等の実施状況の確認が必要ですが、この研修等については、当該年度分（令和元年度）の状況を報告してください。